

第14回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時

※受付開始は、午前9時を予定しております。



開催場所

仙台市青葉区大手町1-1

株式会社バイタルネット

本社2階大会議室

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。)



決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内
容決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度
導入の件

<株主提案>

- 第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第9号議案 自己株式取得の件
- 第10号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

株式会社バイタルケーエスケーホールディングス

証券コード：3151

株主様へのお願い

・今後の状況の変化により、株主総会の運営
に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサ
イト (<https://www.vitalksk.co.jp>) におい
てお知らせいたします。

株主総会当日にご来場をお考えの株主様
は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブ
サイトをご確認くださいようお願い申し
あげます。

(証券コード 3151)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都世田谷区弦巻一丁目1番12号
株式会社 **バイタルケ-エスケー-ホールディングス**
代表取締役社長 **村 井 泰 介**

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第14回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.vitalksk.co.jp/ir/information>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には書面又はインターネットにより議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討ございまし
て、後述の案内に従って2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使して
くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区大手町1-1
株式会社バイタルネット本社 2階大会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第14期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算
書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

<株主提案>

第8号議案

譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

第9号議案

自己株式取得の件

第10号議案

社外取締役の員数に関する定款変更の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

(3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について



0120-652-031
(9:00~21:00)

■ 其他のご照会



0120-782-031
(平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンカタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

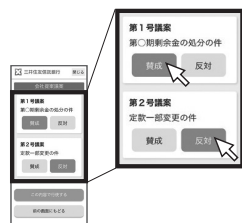
② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

- すべての会社提案議案について「賛成」する
- 各議案について個別に指示する

③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

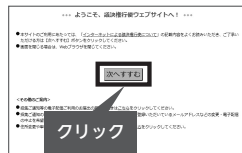
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

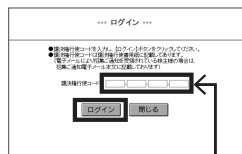


<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



パスワード変更画面が出ますので、お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、株主様のご使用になる「パスワード」を入力いただき「登録」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と監督機能の強化を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 本社は、取締役会、 <u>監査役、監査役</u> <u>会及び会計監査人を置く。</u>	(機関の設置) 第4条 本社は、取締役会、 <u>監査等委員会及</u> <u>び会計監査人を置く。</u>
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 本社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> (新設)	(取締役の員数) 第19条 本社の取締役 (<u>監査等委員である</u> <u>取締役を除く。)</u> は、 <u>12名以内とする。</u> <u>2</u> 本社の <u>監査等委員である取締役は、</u> <u>5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 本社は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第24条 (条文省略) 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 本社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第24条 (現行どおり) 2 取締役会招集の通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>3～5 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第28条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役1名以上を選定する。</p>	<p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会) <u>第32条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u> 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約) <u>第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会) <u>第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u> 2 本会社の監査等委員会の決議は、監査等委員（決議につき特別の利害関係を有する監査等委員を除く。）の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得たうえ、代表取締役が定める。</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得たうえ、代表取締役が定める。</p>
<p>第38条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第38条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	むら い たい すけ 村 井 泰 介 (1954年4月1日生)	1987年4月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕入社 1989年10月 同社経営企画室長 1990年6月 同社取締役 1994年6月 同社常務取締役 1996年4月 同社営業本部長 1997年4月 同社専務取締役 2006年6月 同社取締役副社長 2006年6月 同社社長補佐兼渉外担当兼IR担当 2009年4月 当社取締役〔経営企画担当〕 2014年6月 (株)バイタルネット代表取締役副社長 兼執行役員社長補佐兼渉外担当 2014年6月 (株)ファイネス取締役（現任） 2015年6月 (株)バイタルネット代表取締役（現任） 2015年6月 当社代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役社長兼CEO兼CIO 2018年6月 (株)ケーエスケー取締役（現任） 2019年6月 当社代表取締役社長兼CEO兼CIO兼経営企画担当（現任） (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット代表取締役 (株)ケーエスケー取締役 (株)ファイネス取締役	106,700株
[取締役候補者とした理由] 当社設立時からおもに経営企画を担当し、2015年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項に意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	おか もと そういちろう 岡 本 総一郎 (1963年8月14日生)	1993年 3月 (株)協進 (現(株)ケーエスケー) 入社 2008年 7月 (株)ケーエスケー I R・広報部長 2013年 7月 同社経営戦略部長 2014年 6月 同社執行役員 2016年 4月 同社社長室長 2016年 4月 当社経営企画部 I R 担当部長 2017年 6月 (株)ケーエスケー取締役社長室長兼営業本部長補佐 2018年 6月 同社代表取締役社長 (現任) 2018年 6月 当社取締役 [I R 担当] 2019年 6月 (株)バイタルネット取締役 (現任) 2020年 6月 当社代表取締役副社長 [コーポレートコミュニケーション担当] 2022年10月 当社代表取締役副社長 [サステナビリティ推進担当兼コーポレートコミュニケーション担当] (現任) (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー代表取締役社長 (株)バイタルネット取締役	152,630株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて経営企画部門を経験し、2018年6月より同社の代表取締役社長を務め、2020年6月より当社の代表取締役副社長を務めております。高度な見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	いち じょう たけし 一條 武 (1959年10月16日生)	<p>1985年 4月 サンエス(株)〔現(株)バイタルネット〕入社 1997年 4月 同社福島支店長 2002年10月 同社山形営業部長 2006年 7月 同社執行役員宮城営業部長 2009年 7月 同社執行役員営業本部長 2010年 6月 同社取締役 2012年 6月 当社取締役 2012年 7月 当社取締役営業担当〔(株)バイタルネット担当〕 2012年 7月 (株)バイタルネット取締役常務執行役員 2013年 7月 当社取締役〔営業・仕入担当〕 2015年 6月 (株)バイタルネット代表取締役社長〔現任〕 2015年 6月 当社取締役〔渉外担当〕 2017年 6月 当社取締役〔営業担当〕 2018年 6月 当社取締役〔I R担当〕 2019年 6月 当社取締役〔営業・仕入担当〕 2020年 6月 当社取締役副社長〔営業・仕入・渉外担当〕 2021年 6月 当社代表取締役副社長〔営業・仕入・渉外担当〕〔現任〕</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)バイタルネット代表取締役社長</p>	109,800株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)バイタルネットの代表取締役社長を務め、2020年6月より当社の取締役副社長を務め、2021年6月より当社の代表取締役副社長を務めております。営業部門の責任者として豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。			
4	い ぐち とし ゆき 井 口 順 之 (1968年3月16日生)	<p>1990年 4月 (株)ダイゴ〔現(株)ケーエスケー〕入社 2010年 4月 (株)ケーエスケー長浜支店長 2017年 7月 同社執行役員 京滋営業部長 2019年 5月 同社執行役員 人事部長 2019年 6月 同社取締役 総務部長兼人事部長 2020年 6月 同社取締役 管理本部長兼人事部長 2020年 6月 当社執行役員〔法務コンプライアンス部長〕 2021年 6月 当社取締役〔C S R・総務・人事・法務コンプライアンス・監査担当〕〔現任〕</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー取締役</p>	3,800株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて営業・管理部門を経験し、当社においては2021年6月より取締役を務めております。幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	※ すずき みつ なお 鈴木 三 尚 (1977年10月17日生)	2008年 7月 (株)バイタルネット入社 2010年 7月 同社営業開発室長 2013年 7月 同社仙台支店長 2014年 7月 同社宮城営業部長 2015年 7月 同社執行役員 営業本部長兼営業戦略部長 2017年 6月 同社取締役兼執行役員 営業本部長 2020年 7月 同社取締役兼常務執行役員 営業本部長 (現任) 2022年 7月 当社執行役員 営業・仕入部担当部長兼MA P s 担当部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット取締役	154,639株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)バイタルネットの取締役兼常務執行役員営業本部長を務め、2022年7月より当社の執行役員を務めております。(株)バイタルネットの営業部門の責任者として豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
6	※ すずき こういちろう 鈴木 宏一郎 (1974年11月21日生)	2000年 8月 (株)ニチエー〔現(株)バイタルネット〕入社 2008年 7月 同社新潟第二支店長 2011年 7月 同社新潟営業部長 2014年 7月 同社執行役員 2017年 6月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼営業戦略部長兼新潟担当 2018年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼営業戦略担当兼新潟担当 2019年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼医薬部長兼新潟担当 2020年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼医薬部長兼関越担当 2021年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼医薬部長 2022年 7月 同社取締役兼執行役員 営業本部副本部長兼流通統括部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)バイタルネット取締役	1,025,675株
[取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)バイタルネットの取締役兼執行役員営業本部副本部長を務めております。(株)バイタルネットの営業部門の要職を歴任する等、豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	※ き た いさ お 喜 多 勇 夫 (1966年11月15日生)	1989年 4月 (株)太陽神戸銀行〔現(株)三井住友銀行〕 入行 2017年 4月 (株)三井住友銀行堺エリア支店長 2019年 5月 当社経理財務部 担当部長 2019年 7月 (株)ケーエスケー執行役員〔経財担当〕 2020年 6月 同社取締役〔経財、債権管理部担当〕 2021年 6月 同社取締役〔債権管理部、業務改革推進部担当兼経財、経営企画、情報システム、関連会社担当〕(現任) 2021年 7月 当社執行役員 経理財務部担当部長 2022年 7月 当社執行役員 経理財務部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー取締役	4,100株
[取締役候補者とした理由] 大手金融機関での実務経験を有しているとともに、当社の主要事業会社である(株)ケーエスケーにおいて取締役として経営全般に携わる等、豊富な経験と高度な見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			
8	まつ い しゅうたろう 松 井 秀 太 郎 (1957年9月29日生)	1985年 5月 松井薬品(株)〔現(株)ファイネス〕 入社 1992年 7月 同社代表取締役専務 1998年10月 (株)フレット〔現(株)ファイネス〕 代表取締役社長 2014年 1月 (株)ファイネス代表取締役社長 (現任) 2015年 6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ファイネス代表取締役社長	0株
[取締役候補者とした理由] (株)ファイネスの代表取締役社長を務め、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	※ おのき きえこ 小野木 喜恵子 (1959年4月5日生)	1979年10月 郵政省入省〔盛岡地方貯金局採用〕 2005年4月 宮城県小牛田郵便局副局長 2006年7月 東北郵政研修所教官 2007年10月 (株)かんぼ生命仙台支店業務部長 2010年4月 同社山形支店業務部長 2012年4月 同社盛岡支店長 2014年10月 同社仙台支店長 2015年4月 同社仙台サービスセンター所長 2015年9月 同社執行役仙台事務サービスセンター長 2019年4月 同社常務執行役 2019年9月 同社常務執行役東京事務サービスセンター長 2020年4月 日本郵便(株)常務執行役員東北支社長 (現任) (重要な兼職の状況) 日本郵便(株)常務執行役員東北支社長	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社を経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。地域の生活基盤を支えるサービスを提供する企業において要職を歴任し、豊富な経験・実績、高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
10	※ かつら じゅん 桂 淳 (1961年1月4日生)	1983年4月 ICIファーマ〔現アストラゼネカ(株)〕入社 2000年1月 同社オンコロジー事業本部長 2005年1月 同社取締役オンコロジー事業本部長 2012年8月 同 社 AstraZeneca Global Portfolio & Product Strategy Head (Senior Global Marketing Director) of IRESSA兼アストラゼネカ(株)取締役 2015年8月 メルクセローノ(株)〔現メルクバイオフーマ(株)〕取締役オンコロジー事業本部長 2018年1月 オンコロジービジネスコンサルティング代表(現任) 2018年5月 (株)メディカルインキュベータジャパン代表取締役社長兼CEO (現任) 2021年3月 (株)ケアネット社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) オンコロジービジネスコンサルティング代表 (株)メディカルインキュベータジャパン代表取締役社長兼CEO (株)ケアネット社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点を当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等にご貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。長年にわたるグローバル製薬会社での取締役としての先進的なガバナンス経験、製薬事業分野における専門的かつ幅広い知識を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	※ つぎ た ま さ み 継田 雅美 (1962年12月12日生)	<p>1985年 5月 臨床検査技師免許取得 1985年 6月 薬剤師免許取得 1987年 4月 新潟市民病院 薬剤部 2006年 4月 日本病院薬剤師会認定 感染制御専門薬剤師 2007年 7月 新津医療センター病院 薬剤部 部長 2010年 3月 日本化学療法学会認定 抗菌化学療法認定薬剤師 2014年 3月 新潟薬科大学 博士(薬学) 2016年 4月 新潟薬科大学 薬学部 臨床薬学教育研究センター 教授 2020年 1月 ICD制度協議会インフェクションコントロールドクター 2023年 4月 新潟薬科大学 医療技術学部 臨床検査学科 臨床感染症研究室 教授(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 新潟薬科大学 医療技術学部 臨床検査学科 臨床感染症研究室 教授</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点を当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等にご貢献する人材と判断し、取締役候補者といたしました。直接経営に関与された経験はありませんが、医療技術学部教授としての高い見識と幅広い経験、感染症・臨床領域における高度な専門性を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 小野木喜恵子氏、桂淳氏及び継田雅美氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 小野木喜恵子氏、桂淳氏及び継田雅美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は小野木喜恵子氏、桂淳氏及び継田雅美氏の選任が承認された場合、3氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は取締役全員(監査等委員である取締役を含む)を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	じねん ひろふみ 自念 裕文 (1959年2月7日生)	1982年3月 (株)大協〔現(株)ケーエスケー〕入社 2008年4月 (株)ケーエスケー人事部長 2009年7月 同社執行役員 人事部長 2012年7月 同社執行役員 総務・人事部長 2016年4月 同社執行役員 人事部長 2016年10月 同社執行役員 管理本部長付 2017年6月 同社監査役(現任) 2017年6月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) (株)ケーエスケー監査役	22,719株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 主要な事業会社である(株)ケーエスケーにおいて、おもに人事部門の責任者として豊富な経験と高度な見識を有しており、2017年より当社の常勤監査役を務めております。当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	たかはし せいや 高橋 誠也 (1963年12月14日生)	1996年4月 弁護士登録、勅使河原協同法律事務所入所 2002年4月 狩野・高橋法律事務所〔現みらい法律事務所〕入所(現任) 2009年4月 当社監査役(現任)	0株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 弁護士の実務を通じて培われた豊富な経験を当社の監査業務に活かしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。弁護士として培われた高い専門性を当社のガバナンス強化に反映していただけるものと期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	にしたに つよし 西谷 剛史 (1974年4月29日)	1999年4月 朝日監査法人〔現有限責任あずさ監査法人〕 2003年4月 公認会計士登録 2008年4月 (株)経営共創基盤入社 2011年2月 (株)プライムムーバー代表取締役(現任) 2020年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) (株)プライムムーバー代表取締役	0株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 公認会計士として、財務及び会計に相当程度の知見を有し、当社のガバナンス体制においてその職務適切に経営に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。公認会計士として培われた高い専門性を当社のガバナンス強化に反映していただけるものと期待しております。			

- (注) 1. 高橋誠也氏及び西谷剛史氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
2. 高橋誠也氏は当社子会社と顧問弁護士契約を締結しており、その報酬額は年間2百万円と僅少であり、社外取締役の選任にあたっては、問題ない水準と認識しております。他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は高橋誠也氏及び西谷剛史氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額とする予定であります。
4. 高橋誠也氏は社外役員となること以外での方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識を持ち、豊富な実務経験を有することから、職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 高橋誠也氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年2ヶ月であります。
6. 西谷剛史氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
7. 当社は取締役全員(監査等委員である取締役を含む)を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において金銭報酬として年額220百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内。）、また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第7回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を年額45百万円以内（社外取締役は付与対象外）とご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を金銭報酬として年額220百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください）を定めており、監査等委員会設置会社移行後は本決定方針を改めて決議する予定としております。本議案に係る報酬等の額は、本決定方針に照らして相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（内、社外取締役2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は11名（内、社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第7回定時株主総会及び2021年6月25日開催の第12回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行の取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員、並びに当社の主要なグループ会社の取締役及び執行役員（以下、「対象役員」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の額を金銭報酬とは別枠で3事業年度あたり135百万円以内（社外取締役は付与対象外）、ポイント数は年間50,000ポイント以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の本制度の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。）とも合致していること、監査等委員会設置会社移行後も本決定方針を改めて決議する予定としていることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第4号議案でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額220百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社の主要なグループ会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員、並びに当社の主要なグループ会社の取締役及び執行役員（ただし、当社及び当社の主要なグループ会社のいずれにおいても、監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行の取締役を除きます。）

(3) 信託期間

2016年10月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、135百万円 of 金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式128,500株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに135百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」とい

います。) があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。対象役員に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合にはその比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当社の業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は11,000ポイントを上限とし、当社の執行役員、並びに当社の主要なグループ会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は39,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(50,000株)の発行済株式総数(2023年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.09%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までには当該対象役員に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給

付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会等において解任の決議をされた場合、対象役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

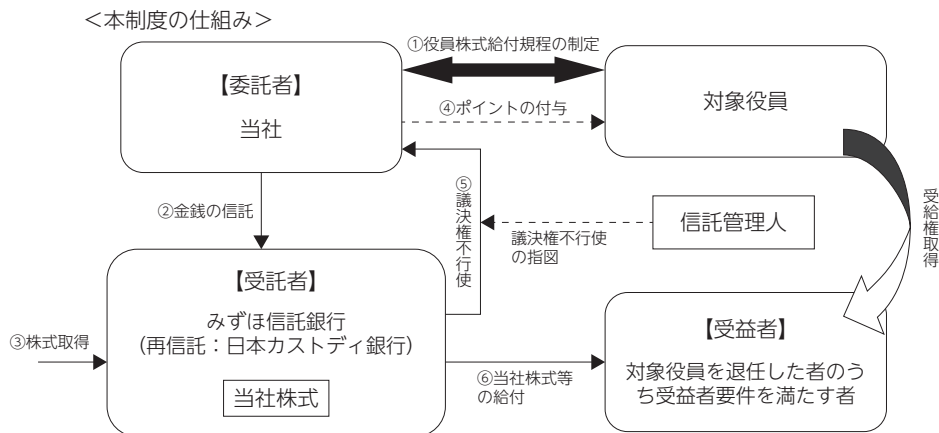
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。



- ① 当社及び主要なグループ会社は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び主要なグループ会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

今般、当社は、監査等委員会設置会社移行に伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記1. で定義される）につき50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、業績連動型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各対象期間において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.19%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告「3. 会社役員に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、下記（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、第2号議案のご承認が得られた場合、対象取締役は8名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

記

対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これを支給するか否か、支給する業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定していない。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した者を除く。）が下記5.に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第15期事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

2. 業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数100千株を、各対象期間において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標を当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り上げるものとする。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。

<各対象取締役に対する交付株式数の算出方法>

役位別基礎金額（※1）×業績支給率（※2）÷基準株式価格（※3）

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 各対象期間の自己資本利益率（ROE）に応じて、次のとおりとする。

自己資本利益率（ROE）	業績支給率
8%以上	200%
7%以上8%未満	150%
6%以上7%未満	120%
5%以上6%未満	100%
4%以上5%未満	50%
4%未満	0%

※3 各対象取締役に対し交付される株式数を決定する当社取締役会決議の日の直前営業日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値とする。

4. 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値とする。

- (1) 対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- (2) 一定の非違行為がなかったこと
- (3) 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記(1)にかかわらず、対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、交付株式数の価額に相当する額の金銭を対象取締役に対して支給する。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

5. 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲

渡制限」という。)

(2)業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動型譲渡制限付株式と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び一定の従業員に対し、割り当てる予定です

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
（2023年6月29日開催の当社定時株主総会 第1号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案が承認された場合）

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位や職責、業績等を総合的に判断して決定することを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等（非金銭報酬等）の内容および額またはポイント数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等（非金銭報酬等）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式給付信託制度（2016年6月29日の当社株主総会にて決議）を導入し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを付与する。対象取締役のポイント数は当社グループを完全に離脱した際まで蓄積され、ポイント数に応じた株式を受け取る。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役と代表権者で構成するアドバイザリーミーティングの答申を踏まえた見直しを行うものとする。

さらに、当社の取締役が株主と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（2023年6月29日開催の当社株主総会にて決議）を導入し、当社グループを完全に離脱した後に一括して譲渡制限を解除する譲渡制限株式を交付する。譲渡制限付株式報酬は各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績の達成度合い（前年度の連結ROEの目標達成度合い等）に連動する指標を当社取締役会において決定す

る。業績連動型譲渡制限付株式報酬は業績評価期間（1事業年度）終了後の業績評価結果に基づき、定時株主総会の終了後に交付する。なお、定時株主総会終了後に対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、交付株式数の価額に相当する額の金銭を対象取締役に対して支給する。ただし、対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等（非金銭報酬等）の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等（非金銭報酬等）のウェイトが高まる構成とし、アドバイザリーミーティングにおいて検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）はアドバイザリーミーティングの答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬額は、事前にアドバイザリーミーティングで検討し、適切な助言を受けたうえで代表取締役社長が決定する。

＜株主提案（第8号議案から第10号議案）＞

株主提案に係る各議案については、提出された原文のまま記載しております。

第8号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において、年額220百万円以内（うち、社外取締役については20百万円以内）とすること、2016年6月29日の株主総会において株式給付信託制度が承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記株式給付信託制度に代えて、対象取締役に對し、新たに年額220百万円以内、付与株式数の上限244,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に對し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を、社外取締役を含めた当社の全取締役とすべきと考えます。取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで株式報酬が付与される必要があり、より短期間で一定規模の譲渡制限株式が付与される必要があります。

そこで、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とした上で、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

第8号議案に対する取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、このうち業績連動報酬等として、2016年

6月開催の定時株主総会においてご承認いただいたとおり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式給付信託制度の導入により取締役に対する企業価値向上のインセンティブ制度を実施しております。目標となる業績指標と値については、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定のうえ、アドバイザーミーティングの答申を踏まえ、適宜、環境の変化に応じた見直しを行っております。

かかる業績連動報酬等については、今回ご提案の譲渡制限付株式制度を含めた多様な選択肢を前提として、随時、制度導入の可否・適否を検討してまいりましたが、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的視点による株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、ROEを業績指標とする業績連動型譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を2023年5月12日開催の当社取締役会において決議し、第7号議案に記載のとおり本制度に関する議案を本株主総会に付議しております。

また、第1号議案に記載の監査等委員会設置会社への移行に関する議案が本株主総会で承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますが、本制度は、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、導入するものであり、対象取締役に對して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数100千株を、各対象期間において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限としております。

なお、本制度は前述の業績連動報酬としての株式給付信託制度（年額45百万円以内（社外取締役は付与対象外）、当該業績連動型株式報酬に係るポイント数は年間50,000ポイント以内（社外取締役は付与対象外））と併用するものです。

さらに、第7号議案が本株主総会にて承認可決されますと、一定の条件を満たす当社及び当社の主たる事業子会社の従業員を対象に、業績連動型譲渡制限付株式制度を導入することになります。これは、当社及び当社の主たる事業子会社の従業員が、当社及び当社の主たる事業子会社の取締役及び執行役員と同じベクトルでROEを強く意識することで、株主の皆様と同じ目線で、より一層、持続的な企業価値の向上を目的として導入する制度です。

他方、株主提案による本議案の内容は、年額220百万円以内、付与株式数の上限244千株という点において当社の利益水準からして現状過大であり、また、支給対象について当社制度が一定の条件を満たす当社及び当社の主たる事業子会社の従業員を含む制度であるのに対し、株主提案による本議案は、取締役に限定されることから経営陣と従業員との一体感が損なわれかねないことに加え、その対象に監査等委員である取締役及び社外取締役が含まれており監査、牽制機能を阻害しかねない点においても、適切ではないと考えております。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

第9号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数5,178,000株、取得価額の総額金4,660,200,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は2022年6月21日付取締役会決議をもって、取得期間を2022年6月22日、取得株式数上限1,500,000株、取得金額上限1,029,000,000円とする自己株式取得を決議し、これに基づき2022年6月22日に、1,455,200株の自己株式を取得金額998,267,200円で取得しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。2022年6月22日以降の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

第9号議案に対する取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得に関しては、定款の定めにより取締役会の決議を以って実行できることになっており効果的な時期に効果的な規模で自己株式の取得を実施しております。過去4事業年度においても、2021年3月期の業績の悪化はございましたが3回の自己株式の取得を実行しており、2023年3月期の総還元性向は62.5%となっているように(表1)、当社の株主還元方針に沿って株主の皆様への還元を実施してまいりました。また、2023年5月12日付で公表しました「自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)」の通り、上限1,000千株

の自己株式の取得及び当社が保有する自己株式9,321千株の消却を実施することを同日開催の取締役会において決議し、実施することといたしました。

また、当社は、いついかなるときも必要としている人たちに医薬品をお届けすることを会社の重要課題（マテリアリティ）と定め、当社の価値創造を実現するためのインフラ機能の強化やコスト効率化に向けたシステム投資を行いながら中長期的な企業価値の向上を目指しております。

他方、株式総数5,178千株、取得価額の総額金4,660百万円という株主提案による本議案は、配当金の予想額およそ2,000百万円及び前述の当社取締役会決議に基づく1,000千株の自己株式取得の実施を加えるとその規模が2023年3月期の当期利益額を大きく上回る規模であり、かつ2024年3月期の予想額をも上回ることとなります。このような議案が可決されれば、医薬品の流通を担う当社にとって必要な投資の財源が奪われ、当社の中長期的な成長や、前述の通り、いついかなるときも必要としている人たちに医薬品をお届けするという当社の社会的使命を果たすことさえも危うくするものと考えております。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

表1 当社における過去4事業年度の配当実施状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり配当金	24円 = 中間配当11円 + 期末配当13円	12円 = 中間配当12円 + 期末配当0円	26円 = 中間配当12円 + 期末配当12円 + 特別配当2円	39円 = 中間配当12円 + 期末配当27円
連結配当性向	28.8%	56.4%	29.6%	42.1%
自己株式の取得	1,400千株 (1,498百万円)	—	2,000千株 (1,559百万円)	1,455千株 (998百万円)
総還元性向	61.0%	56.4%	62.0%	62.5%

第10号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。
2 (新設)	2 当社の取締役の過半数は、 <u>会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役10名のうち社外取締役は2名となっており、3分の1以上の要件も満たしていないものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

第10号議案に対する取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードにおいて、プライム市場の上場会社は、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである」としており、その補足として、「支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである」と述べています。

まず、本株主総会に上程されている各議案が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなり、取締役の構成は14名中5名が社外取締役となりま

す。かかる取締役の候補者は、いずれも営業販売、財務会計、人事労務等の知識・経験を有するなど当社事業に精通している者、また、社外取締役にあっては、事業経営者、学識経験者、弁護士、公認会計士と専門知識と経験を有するとともに、コーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

このように、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、当社の中期経営計画を達成するための業務執行の観点からも、バランスの取れた構成であり、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

当社の主たる株主構成は事業報告「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおり、当社は、特定の支配株主を擁する会社ではなく、直ちに過半数の社外取締役を選任すべき状況にあるとは考えておりませんが、他方、当社は、これまで、社外取締役2名、社外監査役2名、代表取締役3名で構成する「アドバイザリーミーティング」を定期的開催しており、取締役の指名・報酬、取締役会の実効性評価、コーポレート・ガバナンスに関する経営上の重要事項等について、社外メンバーからのアドバイスを受けつつ議論することで経営の透明性や健全性の確保に努めてまいりました。監査等委員会設置会社への移行後も、社外取締役5名(うち監査等委員である社外取締役2名)、代表取締役3名と社外メンバーを過半数とする形式を引継ぎ定期的開催してまいります。

アドバイザリーミーティングでは、取締役の選解任に関する方針、経営幹部の評価等に留まらず、取締役会の実効性の評価・分析、会社の機関設計等のガバナンス体制の幅広い議論を行っていますが、かかるアドバイザリーミーティングの議論を踏まえて構成された当社取締役会においても、株主の皆様への利益還元を重視しつつも、新規事業開発、設備投資、人材育成といった当社の企業価値の持続的な向上に向けた経営を行ってきたものと認識しております。

過半数の社外取締役を選任するべきか否かという取締役会の構成については、コーポレートガバナンス・コードにおいても、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して」決定されるべきとされています。

本株主提案のように、定款において特定の制限・条件を設けることは、候補者の選択範囲を限定することとなり、その時々において最適な取締役会構成を実現することの妨げになるものと考えております。

従いまして、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス禍が継続する中、ワクチンの接種は進んでおりますが、依然先行きの見えない状態が続いております。

このような中、当社グループは2023年3月期から2025年3月期までの3年間にわたる第5次中期経営計画がスタートいたしました。第5次中期経営計画では、2025年に目指す姿としての長期ビジョン「医療・介護を支える商品やサービスを戦略的に提供することにより、地域・コミュニティのヘルスケアになくてはならない存在となる」に引き続き取り組むとともに、「次代を見据えたビジネスモデルの革新」を中期ビジョンとし、実践課題として「1. 市場の構造変化と市場特性に合わせた医薬品流通モデルの追求」「2. 医療のDX進展に伴う流通・マーケティングモデルの進化」「3. プライム市場に対応したグループ経営推進」を設定し、この課題を着実に解決することで、地域のヘルスケアになくてはならない企業として一層の進化を目指してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高579,772百万円（前年同期比100.4%）、営業利益2,470百万円（前年同期比83.9%）、経常利益は5,960百万円（前年同期比102.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益4,831百万円（前年同期比101.3%）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 医薬品卸売事業

当社グループの主力事業である医薬品卸売事業の当連結会計年度におきましては、薬剤費ベースで6.69%の薬価改定によるマイナスの影響はあったものの、主に新型コロナウイルス感染症関連の医療用医薬品や医療機器、臨床検査試薬等の販売が堅調に推移したため、販売面において前年実績を上回り伸ばいたしました。

利益面におきましては、取引コストを意識した価格交渉を徹底したことや各種ワクチンの販売に加えて、新型コロナウイルス感染症関連の医療機器や臨床検査試薬等の販売増により、さらには昨年度から引き続き国や地方自治体から受託した新型コロナワクチンの配送業務に係る収益も予想を超えたことにより、営業利益は前年実績を上回る予定でありました。

しかしながら、2022年10月28日に、当社グループの一部の取引先が東京地方裁判所に自己破産を申請したことにより、当社グループが保有する債権について取立不能のおそれが生じたと判断し、第2四半期において貸倒引当金を計上いたしました。その後、当該債権の一部を回収できる見込みとなったため、第4四半期において貸倒引当金の戻し入れを行いました。マイナスを吸収しきれず営業利益は前年実績を下回る結果となりました。

以上のことにより、売上高は546,058百万円（前年同期比100.3%）、セグメント利益（営業利益）は、2,053百万円（前年同期比84.0%）となりました。

② 薬局事業

薬局事業におきましては、国が求めるかかりつけ薬局を目指し、関連する調剤報酬の算定に努めましたが、薬価改定の影響により売上高は18,361百万円（前年同期比99.8%）、セグメント利益（営業利益）は、106百万円（前年同期比51.9%）となりました。

③ 動物用医薬品卸売事業

動物用医薬品卸売事業におきましては、高利益商品の販売増により売上高は、10,879百万円（前年同期比104.6%）であったものの、貸倒引当金の計上により、セグメント利益（営業利益）は、339百万円（前年同期比91.4%）となりました。

④ その他事業

その他事業におきましては、農薬卸売事業の販売が好調だったものの、新型コロナウイルスの影響で介護事業やスポーツ関連施設運営事業等の業績が振るわず、売上高は、4,473百万円（前年同期比106.5%）、セグメント損失（営業損失）は、204百万円の損失（前年同期実績は131百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は7,030百万円であり、その主なものはシステム関連費用と、連結子会社の本社、倉庫等の建設用地取得代金及び新築工事代金であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

設備投資のための資金は全額自己資金により充当しました。

(4) 対処すべき課題

社会構造変化が続き、「医療制度改革」、「医師の働き方改革」、「感染症法など各種法改正」、「医療のDX化」、「地域医療構想」などに関わる社会保障制度、薬価制度の改革議論が進む中、医療用医薬品は、2019年10月、2020年4月、2021年4月、2022年4月、2023年4月と3年半の間に5回の薬価改定が行われました。今後も毎年の薬価改定が予定されており薬剤費の抑制政策は継続されることが予想されます。

このような状況の中、当社グループでは2022年4月から第5次中期経営計画をスタートさせました。医薬品卸売事業においては、医療用医薬品市場の低成長下においても効率化を進めて利益を創出し続ける事業体制を確立するだけでなく、医薬品卸売事業で培った医療機関へのネットワークに加え、自治体・介護業者など地域のヘルスケアの提供者とのネットワークで地域のヘルスケアに深耕しているという当社グループの強みを基盤に、様々な商品・サービスを通して、サポート及びソリューションを提供するとともに成長分野を着実に取り込み、メーカー、行政、顧客、地域から選ばれる企業集団になることを目指してまいります。特に、今後急速に進むことが予想される医療のDX化にいち早く対応できるよう注力するとともに、2023年に新たに策定した長期ビジョンの実現を目指し、医療周辺ビジネスを開拓し、新たな収益源の模索を継続してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は今後も激しく変化していきませんが、常に環境に適応し、市場のニーズに迅速に応えることで新しい企業価値を創造していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第11期 2019年度	第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 2022年度 (当連結会計年度)
売 上 高	562,505百万円	537,030百万円	577,249百万円	579,772百万円
経 常 利 益	6,404百万円	693百万円	5,834百万円	5,960百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,642百万円	1,171百万円	4,770百万円	4,831百万円
1株当たり当期純利益	83.33円	21.26円	87.88円	92.69円
総 資 産	307,705百万円	311,401百万円	313,033百万円	297,316百万円
純 資 産	97,198百万円	103,916百万円	100,041百万円	100,165百万円

(注) 第13期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) バイタルネット	3,992百万円	100%	医薬品卸売業
(株) ケーエスケー	1,328百万円	100%	医薬品卸売業

③ 特定完全子会社の状況

イ. 特定完全子会社の名称

株式会社バイタルネット

ロ. 特定完全子会社の住所

仙台市青葉区大手町1番1号

ハ. 特定完全子会社の株式の当事業年度における帳簿価額の合計額

31,659百万円

ニ. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

69,162百万円

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

- ① 医薬品卸売事業
- ② 薬局事業
- ③ 動物用医薬品卸売事業
- ④ その他事業
農薬等の卸売業、運送業、介護サービス業、医療機関に対するコンサルティング業、損害保険代理業、不動産斡旋業、駐車場業等

(8) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

当	社	本	店	東京都世田谷区
(株)バイタルネット		本	社	仙台市青葉区
		宮 城 物 流 セ ン タ ー		宮城県黒川郡大和町
		山 形 物 流 セ ン タ ー		山形県山形市
		新 潟 物 流 セ ン タ ー		新潟市西区
		川 口 物 流 セ ン タ ー		埼玉県川口市
		青 森 営 業 部		青森県青森市
		岩 手 営 業 部		岩手県紫波郡矢巾町
		秋 田 営 業 部		秋田県秋田市
		宮 城 営 業 部		仙台市泉区
		山 形 営 業 部		山形県山形市
		福 島 営 業 部		福島県郡山市
		新 潟 営 業 部		新潟市西区
		北 関 東 営 業 部		栃木県宇都宮市
		首 都 圏 営 業 部		東京都世田谷区
(株)ケーエスケー		本	社	大阪府中央区
		兵 庫 物 流 セ ン タ ー		神戸市西区
		大 阪 物 流 セ ン タ ー		堺市美原区
		京 都 物 流 セ ン タ ー		京都府宇治市
		大 阪 第 一 ・ 第 二 営 業 部		大阪府中央区
		兵 庫 第 一 ・ 第 二 営 業 部		神戸市灘区
		京 滋 営 業 部		京都市南区
		紀 和 営 業 部		和歌山県和歌山市

(9) 企業集団の従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,722名	△32名

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、嘱託契約の従業員を含む。）であり、臨時従業員〔1,607名〕は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) 七 十 七 銀 行	2,030百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	2,020百万円
三井住友信託銀行(株)	2,000百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,700百万円
(株) み ず ほ 銀 行	900百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 61,224,796株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式9,321千株を含んでおります。
 (3) 株 主 数 4,941名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
(有) 鈴 彦	4,892千株	9.42%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,995	7.69
みずほ信託銀行(株)退職給付信託	2,214	4.26
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,777	3.42
鈴 木 賢	1,364	2.62
ケーエスケー従業員持株会	1,320	2.54
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,275	2.45
住友ファーマ(株)	1,199	2.31
(有) ク エ コ	1,187	2.28
鈴 木 宏 一 郎	1,025	1.97

- (注) 1. 当社は9,321千株を自己株式として所有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託導入に際して設定した(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式116,879株を含んでおりません。
 2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託名義の株式2,214千株は第一三共(株)が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については第一三共(株)が指図権を留保しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
鈴木 賢	取締役会長	(株)バイタルネット代表取締役会長 (株)ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役 (株)フォレストホールディングス社外取締役 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 会長
村井 泰介	代表取締役社長	CEO兼CIO兼経営企画担当 (株)バイタルネット代表取締役 (株)ケーエスケー取締役 (株)ファイネス取締役
岡本 総一郎	代表取締役副社長	サステナビリティ推進担当兼コーポレートコミュニケーション担当 (株)ケーエスケー代表取締役社長 (株)バイタルネット取締役
一條 武	代表取締役副社長	営業・仕入・渉外担当 (株)バイタルネット代表取締役社長
服部 保	取締役	経理財務担当 (株)ケーエスケー取締役相談役
一條 宏	取締役	薬局事業担当 (株)医療経営研究所代表取締役社長 (株)バイタルネット相談役
井口 順之	取締役	CSR・総務・人事・法務コンプライアンス・監査担当 (株)ケーエスケー取締役
松井 秀太郎	取締役	(株)ファイネス代表取締役社長
眞鍋 雅昭	取締役	(株)ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役会長 (株)ほくやく代表取締役会長 (株)フォレストホールディングス社外取締役
吉村 恭彰	取締役	(株)フォレストホールディングス代表取締役社長 (株)アステム代表取締役会長 (株)リードヘルスケア代表取締役会長 (株)ダイコー沖縄代表取締役会長 (株)ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役 大分商工会議所会頭

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
自 念 裕 文	常 勤 監 査 役	(株)ケーエスケー監査役
本 田 孝 宏	監 査 役	(株)バイタルネット常勤監査役
高 橋 誠 也	監 査 役	弁護士
西 谷 剛 史	監 査 役	公認会計士 (株)プライムムーバー代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち眞鍋雅昭氏及び吉村恭彰氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち高橋誠也氏及び西谷剛史氏は社外監査役であります。
3. 西谷剛史氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 眞鍋雅昭氏、吉村恭彰氏、高橋誠也氏及び西谷剛史氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の責任額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の一部子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてアドバイザーミーティングへ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、アドバイザーミーティングからの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位や職責、業績等を総合的に判断して決定することを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬の内容及び額又はポイント数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式給付信託制度（2016年6月29日の当社株主総会にて決議）を導入し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを付与いたします。対象役員のポイント数は当社グループを完全に離脱した際まで蓄積され、ポイント数に応じた株式を受け取ることであります。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングの答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

④ 業績連動報酬の額又はポイント数の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、アドバイザリーミーティングにおいて検討を行うものとしております。取締役会（⑦の委任を受けた代表取締役社長）はアドバイザリーミーティングの答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

⑤ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動報酬等である信託型株式報酬に係る業績指標については、その時々において経営管理上重視する指標を基礎に、アドバイザーミーティングにおいての検討を踏まえて選択するものとしております。なお、当事業年度の業績指標である連結営業利益の実績は2,470百万円であります。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額220,000,000円以内（うち、社外取締役年額20,000,000円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第7回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を年額45,000,000円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は13名であります。なお、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行に伴い、2021年6月25日開催の第12回定時株主総会において、当該業績連動型株式報酬に係るポイント数は年間50,000ポイント以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名であります。当社監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額25,000,000円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当事業年度においては、2022年6月28日開催の取締役会の決議により代表取締役社長兼CEO兼CIO兼経営企画担当村井泰介にその具体的な決定を委任しております。代表取締役社長に委任する権限は、上記取締役会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、アドバイザーミーティングの答申内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	2名 (2)	7,200千円 (7,200)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2)	7,200千円 (7,200)
合 計	4名	14,400千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役8名及び監査役2名が存在していることによるものであります。
3. 上記のほか、業績連動型株式報酬である信託型株式報酬制度に基づき、当事業年度において取締役7名にポイントを付与し、当事業年度の費用として3,685千円計上しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 眞鍋 雅昭

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)ほくやくの代表取締役を兼務し、同社と当社子会社は商品の取引関係にあります
が、その取引額は当社連結の売上高の1%未満であり、僅少です。

(株)ほくやく・竹山ホールディングスの代表取締役であり、同社と当社間に重要な取引、
その他の関係はありません。

(株)フォレストホールディングスの社外取締役であり、同社と当社間に重要な取引、
その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した13回(定時12回 臨時1回)の取締役会のうち、合計11回
(84.6%)出席しております。また、社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)と
代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業
界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けており
ます。

② 取締役 吉村 恭彰

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)リードヘルスケアの代表取締役を兼務し、同社と当社子会社は商品の取引関係にあ
りますが、その取引額は当社連結の売上高の1%未満であり、僅少です。

(株)フォレストホールディングス、(株)アステム、(株)ダイコー沖縄の代表取締役及び大分
商工会議所会頭を兼務しておりますが、当該会社等と当社間に重要な取引、その他
の関係はありません。

(株)ほくやく・竹山ホールディングスの社外取締役であり、同社と当社間に重要な取引、
その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した13回(定時12回 臨時1回)の取締役会のうち、合計11回
(84.6%)出席しております。また、社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)と
代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて当業
界の経験豊富な経営者としての視点から、当社の経営に有用な助言、提言を受けており
ます。

③ 監査役 高橋 誠也

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社子会社と顧問弁護士契約を締結しており、その報酬額は年間2百万円であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した13回（定時12回 臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100%）出席し、当事業年度に開催した7回の監査役会のうち、7回（100%）出席しております。また、社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて弁護士としての立場、見地から適宜必要な発言を行っております。

④ 監査役 西谷 剛史

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)プライムムーバー代表取締役であり、同社と当社の間には重要な取引、その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した13回（定時12回 臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100%）出席し、当事業年度に開催した7回の監査役会のうち、7回（100%）出席しております。また、社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングに出席し、それぞれにおいて公認会計士としての立場、見地から適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

76百万円

(注) 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役会において監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2009年4月1日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2011年4月27日開催の取締役会及び2015年4月22日開催の取締役会において、一部改訂いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を定め基本方針を次のとおりとします。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守を経営上の最重要課題と位置付け、「コンプライアンス綱領」を全ての取締役及び使用人の行動の規範とします。
- ② 法令等の遵守体制を確保するため、CSR（企業の社会的責任）担当の取締役を定め、かつ同取締役を長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置します。
- ③ 当社及びグループ会社に所属する者からのコンプライアンス違反行為に関する内部通報の申告窓口を法務コンプライアンス部とし法務コンプライアンス部は申告者の匿名性を保持した上で、申告内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ④ 監査部による内部監査をグループ全体に対して定期的を実施します。
- ⑤ 反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切の関係を持ちません。不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（紙他電磁的記録を保存できるあらゆる外部記憶媒体を含みます）に記録し、保存します。
- ② 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役からの要請に備え、常時文書を閲覧可能な状態で管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団のリスクを適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行います。

- ① 重大な法令違反等の信用失墜、災害等に対して「リスク管理規程」に基づき、適切に対

応します。

- ② 財務報告及び資産保全に関するリスク管理のために、販売管理規程、債権管理規程、商品管理規程、経理規程等の社内規程の運用の徹底を図ります。
- ③ 担当部門が明らかなその他のリスク管理については、それぞれの部門にてガイドライン等を作成して社内にその運用の徹底を図ります。
- ④ 部門横断的なリスク及び担当部門が明らかではないリスクが想定された場合は、速やかに担当取締役、担当部門を定めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程に定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。
- ② 組織規程、業務分掌規程により組織の構成と各組織の所掌業務を明確にし、かつ職務権限規程により各職位の職務権限及び責任を明確にすることにより、効率的な業務執行を確保します。
- ③ 社内のコンピュータネットワークを活用した情報伝達により、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 現行の社内規程を検証し、効率性を高める管理体制を確立します。

(5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するため、当社及び子会社の全ての役員と従業員が遵守すべき規範として「コンプライアンス綱領」を定めます。
- ② 関係会社管理規程及び業務分掌規程により、子会社に関する業務の分担を定め、当該担当部門が子会社の業務の適正を確保するため統制します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は協議の機会を持つこととします。また、当該使用人が行う補助業務の独立性を確保するため、人事異動・評価等を行う場合は、あらかじめ監査役会に相談し、意見を求めることとします。

(7) 当社の企業集団の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告します。
- ② 報告すべき具体的な事項と報告の方法については、取締役と監査役会が協議して決定します。
- ③ 内部監査の実施状況については、定期的に監査部から監査役（会）に報告します。
- ④ 監査役は取締役会を含む会社の重要会議に出席します。
- ⑤ 企業集団の取締役及び使用人が、監査役への報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役は定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めます。
- ② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を重点監査項目とします。
- ③ 監査部は、監査役の業務を補助することができることとします。
- ④ 監査役の職務を遂行するうえで必要な費用は請求により会社は速やかに支払うこととします。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ全体の財務報告の信頼性確保及び内部統制報告制度への適切な対応のため、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を評価する体制を構築します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制に関する事項

- ・ リスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、主要な事業会社のリスク・コンプライアンスに係る報告を行っております。また、その報告内容をCSR担当役員が取締役会において報告しております。
- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、評価は終了しております。

コンプライアンスに関する事項

- ・グループ全社員（臨時社員を含む）を対象にしたコンプライアンス研修を今期は3回実施いたしました。
- ・2022年度からの中期経営計画においてもCSRの推進を掲げており、さらなるコンプライアンスの徹底に取り組むことを決定しております。
- ・監査部が監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を監査担当役員が取締役に報告しております。
- ・反社会的勢力排除に向けた対応として、主要な事業会社では警察当局や関係団体と連携し、反社会的勢力に関する情報収集を行いました。また、社員の外部研修への参加、ポスター掲示による啓蒙活動を行っております。

取締役の職務執行及び情報管理に関する事項

- ・情報セキュリティポリシーを制定し、コンプライアンスの徹底とともに情報セキュリティの確保は重要な施策と位置付け、情報セキュリティの確保に努めています。
- ・取締役会等の資料・議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について関連規程に基づき適切に管理保存しております。これらの文書については全ての取締役・監査役が閲覧できることとしております。
- ・社内規程により取締役会決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、2022年度においては取締役会を13回開催し重要事項の決定を行っております。また経営会議を12回開催し重要事項の審議等を行っております。

監査役に関する事項

- ・監査役は重要な会議への出席のほか、監査部・会計監査人と定期的あるいは随時会合を行うとともに、代表取締役との定期的あるいは随時会合し面談・情報交換を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、継続的かつ安定的な配当を行うとともに、長期的な視点による企業価値の最大化のため内部留保の充実にも努めてまいります。

当期の配当金は、既に実施いたしました中間配当金の1株につき12円、期末配当金につきましては1株につき普通配当27円とし、年間で1株につき39円とすることに決定いたしました。

次期の配当におきましては、DOE 2%以上の方針により、中間配当金は1株につき19円、期末配当金も1株につき20円とし、年間で1株につき39円とする予定であります。

-
- (注) 1. 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	188,502	流 動 負 債	178,659
現金及び預金	19,029	支払手形及び買掛金	164,571
受取手形及び売掛金	118,386	短期借入金	990
棚卸資産	30,846	1年内返済予定長期借入金	970
未収入金	16,665	未払法人税等	2,095
その他の金	3,616	賞与引当金	1,569
貸倒引当金	△41	その他の負債	8,462
固 定 資 産	108,813	固 定 負 債	18,491
有形固定資産	49,024	長期借入金	6,790
建物及び構築物	20,370	リース負債	1,498
機械装置及び運搬具	537	繰延税金負債	8,676
土地	24,917	退職給付に係る負債	855
リース資産	2,375	役員退職慰労引当金	196
建設仮勘定	31	役員株式給付引当金	54
その他の他	792	その他の他	419
無形固定資産	3,377	負 債 合 計	197,150
のれん	818	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,415	株 主 資 本	78,099
その他の他	1,143	資本金	5,000
投資その他の資産	56,411	資本剰余金	12,810
投資有価証券	44,642	利益剰余金	67,864
長期貸付金	1,419	自己株式	△7,575
繰延税金資産	400	その他の包括利益累計額	20,886
退職給付に係る資産	7,589	その他有価証券評価差額金	19,972
その他の他	3,362	退職給付に係る調整累計額	913
貸倒引当金	△1,002	非 支 配 株 主 持 分	1,179
資 産 合 計	297,316	純 資 産 合 計	100,165
		負 債 純 資 産 合 計	297,316

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
高価	579,772
原利	534,809
益管	44,963
理費	42,492
益	2,470
当利	783
金	108
料	1,554
益	617
他	617
用	3,682
息	96
用	79
他	15
益	192
益	5,960
却	22
却	4,201
損	14
損	3
損	1,791
損	26
損	56
他	180
益	2,072
益	8,111
額	3,184
額	△7
益	4,934
益	102
益	4,831

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	5,000	12,810	64,402	△6,581	75,631
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,369		△1,369
親会社株主に帰属する当期純利益			4,831		4,831
自 己 株 式 の 取 得				△998	△998
株式給付信託による自己株式の処分				4	4
連 結 範 囲 の 変 動			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,461	△994	2,467
当 期 末 残 高	5,000	12,810	67,864	△7,575	78,099

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	21,645	1,683	23,329	1,080	100,041
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			－		△1,369
親会社株主に帰属する当期純利益			－		4,831
自 己 株 式 の 取 得			－		△998
株式給付信託による自己株式の処分			－		4
連 結 範 囲 の 変 動			－		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,672	△769	△2,442	98	△2,343
当 期 変 動 額 合 計	△1,672	△769	△2,442	98	123
当 期 末 残 高	19,972	913	20,886	1,179	100,165

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

(株)バイタルネット、(株)ケーエスケー

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)ケーエスアール、(株)ファルレ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 (株)ファイネス

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社) (株)ケーエスアール、(株)ファルレ

(関連会社) (株)宮城登米広域介護サービス

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価等以外のものは移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することが出来ない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株…………… 移動平均法による原価法
式等

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、一部の連結子会社は内規の改定により役員退職慰労金制度を廃止しており、内規上の経過措置から生じる役員退職慰労金の要支給額のみを計上しております。

④役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

医薬品卸売事業：医薬品及び医療機器等の販売

薬局事業：調剤及び医薬品の販売

動物用医薬品卸売事業：動物用医薬品及び飼料等の販売

これらの商品の販売については、いずれも商品を引き渡した時点にて収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

主として、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、当連結会計年度に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	医薬品 卸売事業	薬局事業	動物用医薬品 卸売事業	計		
医療用医薬品	506,656	—	—	506,656	—	506,656
試薬医療機器	35,989	—	—	35,989	—	35,989
一般用医薬品他	3,283	269	—	3,552	—	3,552
動物用医薬品	—	—	7,571	7,571	—	7,571
調剤報酬	—	18,092	—	18,092	—	18,092
その他	129	—	3,307	3,437	4,473	7,910
顧客との契約 から生じる収益	546,058	18,361	10,879	575,299	4,473	579,772
外部顧客への 売上高	546,058	18,361	10,879	575,299	4,473	579,772

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農業等の卸売業、介護サービス業、運送業、医療機関に対するコンサルティング業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

①医薬品卸売事業

当社及び連結子会社では、医薬品卸売事業において、主として東北地方、新潟県、栃木県、東京都、近畿地方の医療機関及び薬局に対して、医薬品及び医療機器等の販売を行っております。医薬品及び医療機器等の販売においては、一定の返品実績があり、返品されると見込まれる商品について収益を認識せず、当該商品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を計上しております。また、薬価改定が行われた際には、顧客との取引価格の見直しを行っており、一部の顧客に対しては取引価格決定前に商品を販売しているため、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、顧客ごとに過去の実績を加味した最頻値法による方法を用いて算定しております。また、返品されると見込まれる商品の見積りは、過去の返品実績に基づいて見積もっております。

医薬品及び医療機器等の販売については、取引基本契約を締結後、顧客からの注文を受け、当該商品の出荷・引渡しにより、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益の認識から対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な要素の調整は行っておりません。

②薬局事業

当社及び連結子会社では、薬局事業において、主として東北地方及び首都圏で保険薬局事業を行い、調剤及び医薬品の販売を行っております。取引価格は国が定める調剤報酬や薬価により決定いたします。

調剤及び医薬品の販売については、顧客（患者）からの処方せんを受け、当該医薬品を調剤・引渡しにより、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益の認識から対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③動物用医薬品卸売事業

当社及び連結子会社では、動物用医薬品卸売事業において、主として東日本において、官公庁・農業共済組合・農場・牧場・動物病院などに対して、動物用医薬品及び飼料等の販売を行っております。動物医薬品及び飼料等の販売においては、一定の返品実績があり、返品されると見込まれる商品について収益を認識せず、当該商品について受け取ったまたは受け取る対価の額で返金負債を計上しております。

返品されると見込まれる商品の見積りは、過去の返品実績に基づいて見積もっております。

動物用医薬品及び飼料等の販売については、取引基本契約を締結後、顧客からの注文を受け、当該商品の出荷・引渡しにより、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益の認識から対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

会計上の見積りに関する注記

①のれんの減損

(百万円)	
のれん計上額	当連結会計年度
㈱オオノ	713
その他	104
計	818

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社の連結子会社が㈱オオノの全株式を2014年7月14日付で取得したことに伴い生じた、相対的に多額なのれんが含まれております。

当該のれんは取得原価のうち配分された額が相対的に多額であることから当期末において減損の兆候を識別しており、㈱オオノ全社を一つの資産グループとして、㈱オオノの取締役会により承認された中期経営計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。薬価基準及び調剤報酬点数の改定による粗利率の低下、経費負担の増加により、調剤薬局業界を取り巻く経営環境は著しく悪化しており、中期経営計画で想定されていた利益が見込めなくなったとして、当連結会計年度に中期経営計画の見直しを行っております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む株式会社オオノの固定資産の帳簿価額を下回ったことから、当連結会計年度において、同のれんについて1,713百万円の減損損失を計上しております。なお、減損損失を測定するに当たり、のれんを含む資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値の算定に必要な不動産鑑定評価や割引率は外部の専門家を利用しております。

中期経営計画については、調剤薬局事業における事業環境や事業戦略の変化等を考慮しながら策定しており、薬価基準及び調剤報酬点数の改定の影響を受ける売上高や粗利率を主要な仮定として算出しております。

当該見積り及び当該仮定について、薬価基準及び調剤報酬点数の改定等の将来の不確実な経済条件の変動により割引前将来キャッシュ・フローの算定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類においてのれんの減損損失を認識する可能性があります。

②繰延税金資産の回収可能性

(百万円)	
	当連結会計年度
繰延税金負債	8,676

繰延税金資産の回収可能性は、当社では将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。将来の課税所得は、第5次中期経営計画の数値を基に見積っており、中期経営計画に含まれる売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の計算書類において計上する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金(定期預金)	1,029百万円
建物	401百万円
土地	744百万円
投資有価証券	5,366百万円
計	7,541百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	31,133百万円
短期借入金	300百万円
計	31,433百万円

2. 棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

商品及び製品	30,841百万円
原材料及び貯蔵品	4百万円
計	30,846百万円

3. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	2,843百万円
売掛金	115,542百万円
計	118,386百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

39,012百万円

5. 保証債務

連結会社以外の会社の仕入債務等に対し、債務保証を行っております。

(株)ケーエスアール (リース債務)	2百万円
(株)ケーエスアール (仕入債務)	2百万円
計	5百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	61,224	—	—	61,224
合計	61,224	—	—	61,224
自己株式				
普通株式	7,987	1,455	4	9,438
合計	7,987	1,455	4	9,438

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行が保有する当社株式116千株が含まれております。

2. (変動事由の概要)

自己株式数増減の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	1,455,200株
単元未満株式の買い取り請求による増加	168株
株式給付信託からの払い出しによる減少	4,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	747	14.00	2022年3月31日	2022年6月7日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	622	12.00	2022年9月30日	2022年12月5日

(注) 1. 2022年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金額1百万円が含まれております。

2. 2022年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金額1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	1,401	27.00	2023年3月31日	2023年6月8日

(注) 2023年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金額3百万円が含まれております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医薬品の卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、一時的な余剰資金については、ほとんどを短期的な安全性の高い金融資産で運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、未収入金は、仕入先からの割戻金等及び収納代行会社に対する未収自動集金残高であり、仕入先及び収納代行会社に対する信用リスクがあるものの、ほとんどが短期間で決済されるものであり、また、信用リスクが低い取引先となっております。投資有価証券は、主として株式であり、市場価格のあるものについては、市場価格の変動リスクに晒されております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日となっております。借入金については、主に設備投資に必要な資金の調達と金融機関との友好な関係維持を目的としたものであります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①顧客の信用リスクの管理

当社グループは、売上債権について、各連結子会社の債権管理部門が債権管理規程に従い顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②投資有価証券の市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	32,078	32,078	—
資産計	32,078	32,078	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、投資有価証券の中には、デリバティブを組込んだ複合金融商品が含まれております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金

市場価格のない株式等及び組合出資金は、「(1)投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	6,107
組合出資金（※2）	6,456

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	19,029	—	—	—
受取手形及び売掛金	118,386	—	—	—
未収入金	16,665	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	—	667	—	100
その他	49	164	—	100
合計	151,368	832	—	200

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,990	—	—	30,990
社債	—	736	—	736
その他	—	351	—	351
資産計	30,990	1,087	—	32,078

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債その他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,911円44銭

(2) 1株当たり当期純利益 92円69銭

その他の注記

1.従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2016年5月12日開催の取締役会において、対象役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を導入することを決議するとともに、本制度に関する議案を2016年6月29日開催の第7回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議し、本株主総会において本制度の導入に関する議案が決議されました。

当社は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として2016年10月17日に本制度を導入いたしました。

1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社の主要なグループ会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時といたします。

2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、122百万円及び116,879株であります。

3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2.記載金額の表示

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,136	流 動 負 債	13,485
現金及び預金	4,246	買掛金	11,426
売掛金	11,475	リース債務	273
前払費用	63	未払金	718
未収入金	452	未払法人税等	27
その他の	897	賞与引当金	31
固 定 資 産	52,026	1年内返済予定の長期借入金	970
有形固定資産	566	その他の	39
建物	2	固 定 負 債	7,425
機械装置	13	長期借入金	6,790
器具備品	61	リース債務	626
リース資産	473	その他の	9
建設仮勘定	16	負 債 合 計	20,911
無形固定資産	2,041	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,012	株 主 資 本	48,241
リース資産	332	資本金	5,000
その他の	696	資本剰余金	40,487
投資その他の資産	49,418	資本準備金	1,250
投資有価証券	172	その他資本剰余金	39,237
関係会社株式	48,205	利益剰余金	10,328
長期貸付金	1,000	その他利益剰余金	10,328
繰延税金資産	16	繰越利益剰余金	10,328
その他の	23	自己株式	△7,575
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10
		その他有価証券評価差額金	10
		純 資 産 合 計	48,251
資 産 合 計	69,162	負 債 及 び 純 資 産 合 計	69,162

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
関係会社受取配当金	4,389
関係会社経営指導料	518
関係会社業務受託料	203
関係会社受入手数料	48
5,161	
営 業 費 用	
一般管理費	768
768	
営 業 利 益	4,392
営 業 外 収 益	
受取利息	10
その他	1
11	
営 業 外 費 用	
支払利息	47
その他	0
47	
経 常 利 益	4,355
税 引 前 当 期 純 利 益	4,355
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△0
△0	
当 期 純 利 益	4,355

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	5,000	1,250	39,237	40,487	7,343
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				-	△1,369
当 期 純 利 益				-	4,355
自 己 株 式 の 取 得				-	
株式給付信託による自己株式の処分				-	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,985
当 期 末 残 高	5,000	1,250	39,237	40,487	10,328

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	7,343	△6,581	46,249	1	1	46,251
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△1,369		△1,369		-	△1,369
当 期 純 利 益	4,355		4,355		-	4,355
自 己 株 式 の 取 得	-	△998	△998		-	△998
株式給付信託による自己株式の処分	-	4	4		-	4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-		-	8	8	8
当 期 変 動 額 合 計	2,985	△994	1,991	8	8	2,000
当 期 末 残 高	10,328	△7,575	48,241	10	10	48,251

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理したもの、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8～15年
機械装置	17年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,732百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,661百万円
短期金銭債務	268百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	5,156百万円
営業費用	△1,587百万円

営業取引以外の取引による取引高

賃貸収入	0百万円
------	------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式	9,438,699株
------	------------

(注) 当事業年度の自己株式数には、株式給付信託口が保有する当社株式116,879株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	9百万円
関係会社株式	372百万円
その他	26百万円

繰延税金資産小計	408百万円
----------	--------

評価性引当額	△388百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	20百万円
----------	-------

繰延税金負債

投資有価証券評価益	△4百万円
-----------	-------

繰延税金負債合計	△4百万円
----------	-------

繰延税金資産（負債）の純額	16百万円
---------------	-------

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	(株)バイタルネット	所有 直接100.0%	当社より医薬品を仕入	医薬品の販売(注2)	22,136	売掛金	5,146
				手数料(注2)	24	売掛金	2
			役員の兼任	経営指導料の受取(注3)	260	未払金(割戻金)	78
				当社の買掛金に対する担保提供(注4)	886	売掛金	22
				システム利用料(注5)	762	未収入金	78
(株)ケーエスケー	所有 直接100.0%	当社より医薬品を仕入	医薬品の販売(注2)	22,907	売掛金	6,279	
			手数料(注2)	24	売掛金	2	
		役員の兼任	経営指導料の受取(注3)	257	未払金(割戻金)	188	
			当社の買掛金に対する担保提供(注4)	875	売掛金	22	
			システム利用料(注5)	832	未収入金	96	

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含まず表示しております。
 2. 価格その他の条件は、仕入先から仕入れた価格に、交渉の上決定した一定の料率を乗じた価格によっております。手数料の金額は、当該購買代行業務による販売手数料であり営業収益に計上しております。
 3. 経営指導料については、每期交渉の上決定しております。
 4. 当社の買掛金に対して、投資有価証券の担保を受けております。
 5. 子会社が使用している有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費と、それに付随する電算費を利用料として請求しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

931円75銭

(2) 1株当たり当期純利益

83円57銭

その他の注記

1.従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

連結計算書類のその他の注記において同一の内容が記載されているため記載を省略しております。

2.記載金額の表示

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福土 直和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士 直和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス 監査役会

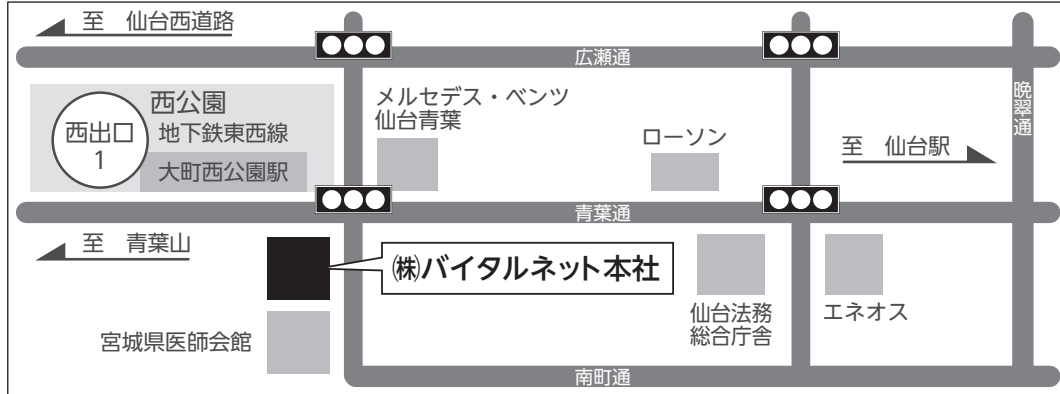
常勤監査役	自 念 裕 文	Ⓧ
監 査 役	本 田 孝 宏	Ⓧ
社外監査役	高 橋 誠 也	Ⓧ
社外監査役	西 谷 剛 史	Ⓧ

(注) 監査役高橋誠也及び監査役西谷剛史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 〒980-8581 宮城県仙台市青葉区大手町1-1
 株式会社バイタルネット本社 2階大会議室
 電話 022-266-3678



仙台市営地下鉄東西線大町西公園駅西出口1より徒歩2分
 ※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

大阪中継会場のご案内

大阪中継会場は株主総会の会場ではございません。
 仙台の定時株主総会会場の模様を映像でご覧いただけます。

会場 〒540-0029 大阪市中央区本町橋1番20号
 株式会社ケーエスケー本社 5階会議室
 電話 06-6941-1201



地下鉄堺筋線・中央線堺筋本町駅1号出口から徒歩約8分
 12号出口から徒歩約6分
 ※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。